

## 平成23年度 公立学校教職員の人事行政状況調査結果について ＜メンタルヘルス関係部分＞

### 1. 教育職員の病気休職者等について

1-1	教育職員の病気休職者等について(概要)	1
1-2	分限処分の状況一覧	7
1-3	精神疾患による休職発令時点での所属校における勤務年数	8
1-4	精神疾患による休職者の休職発令後の状況	10
1-5	復職支援プログラムの概要	11

### 2. 条件附採用制度の状況について

2-1	条件附採用制度の状況について(概要)	19
2-2	条件附採用(平成23年度(平成23年4月1日～6月1日)に採用された者)	20

# 1. 教育職員の病気休職者等について

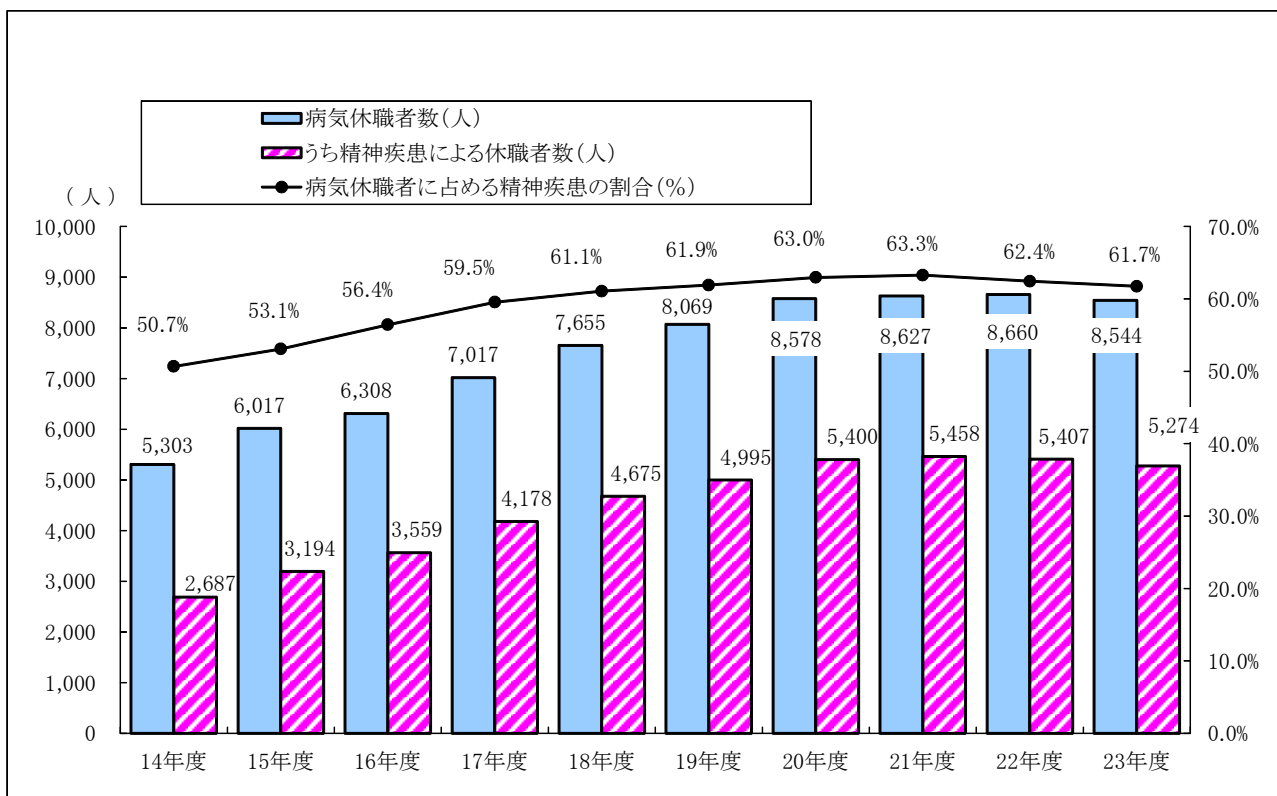
## 1-1 教育職員の病気休職者等について（概要）

平成23年度の分限処分は、全体で8,756人（前年度比143人減）である。そのうち病気休職処分が8,544人（前年度比116人減）と全体の97.6%を占めている。病気休職のうち精神疾患によるものが、5,274人（前年度比133人減）で61.7%を占めている。

（単位：人）

年 度	降 任	免 職	休 職				降 給	合 計
			病気休職	うち精神疾患	起訴休職	そ の 他		
22年度	2	9	8,660	( 5,407 )	25	203	0	8,899
23年度	1	12	8,544	( 5,274 )	16	183	0	8,756

## 病気休職者数の推移（過去10年間）



## (参考) 教育職員に係る分限処分の推移 (過去10年間)

(単位:人)

年 度	降任	免職	休 職				降給	合 計	
			病気休職	うち精神疾患	起訴休職	その他			
14年度	3	10	5,449	5,303	2,687	9	137	0	5,462
15年度	10	19	6,275	6,017	3,194	15	243	0	6,304
16年度	4	25	6,524	6,308	3,559	12	204	0	6,553
17年度	3	17	7,239	7,017	4,178	14	208	0	7,259
18年度	2	16	7,883	7,655	4,675	16	212	0	7,901
19年度	0	14	8,310	8,069	4,995	17	224	0	8,324
20年度	5	8	8,787	8,578	5,400	17	192	0	8,800
21年度	0	12	8,857	8,627	5,458	21	209	0	8,869
22年度	2	9	8,888	8,660	5,407	25	203	0	8,899
23年度	1	12	8,756	8,544	5,274	16	183	0	8,756

## (1) 病気休職者の状況

## (ア) 病気休職者数等の推移 (過去10年間)

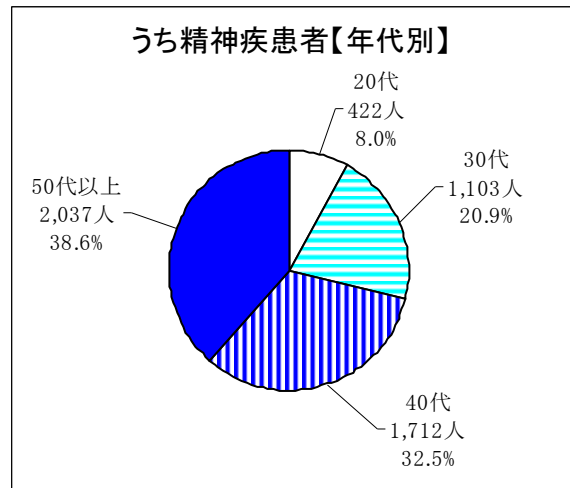
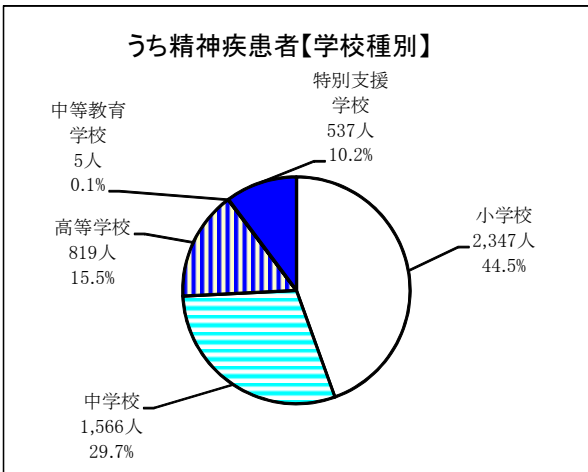
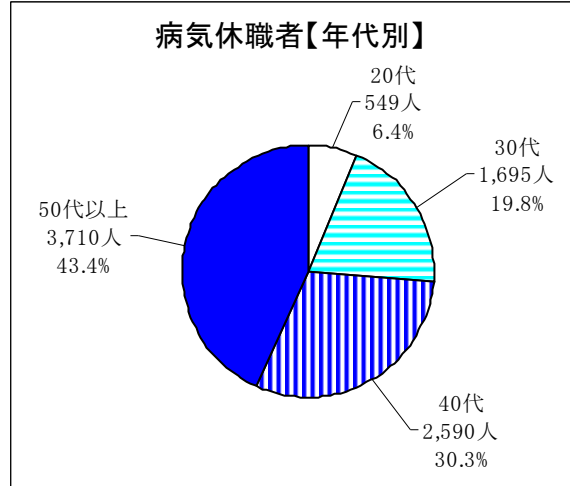
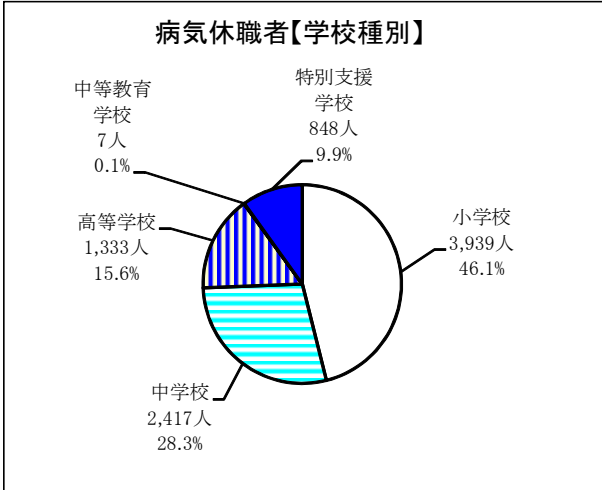
(単位:人)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
在職者数 (A)	925,938	925,007	921,600	919,154	917,011	916,441	915,945	916,929	919,093	921,032
病気休職者数 (B)	5,303	6,017	6,308	7,017	7,655	8,069	8,578	8,627	8,660	8,544
うち精神疾患による休職者数 (C)	2,687	3,194	3,559	4,178	4,675	4,995	5,400	5,458	5,407	5,274
在職者比(%) (B)／(A)	0.57	0.65	0.68	0.76	0.83	0.88	0.94	0.94	0.94	0.93
(C)／(A)	0.29	0.35	0.39	0.45	0.51	0.55	0.59	0.60	0.59	0.57
(C)／(B)	50.7	53.1	56.4	59.5	61.1	61.9	63.0	63.3	62.4	61.7

(注) 「在職者数」は、当該年度の「学校基本調査報告書」における公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舍指導員(本務者)の合計

(イ) 病気休職者の内訳

精神疾患による休職者については、教員構成比に比べて、40代以上の割合が高い。

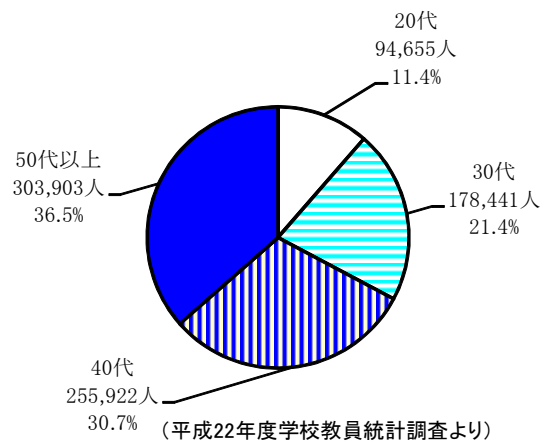


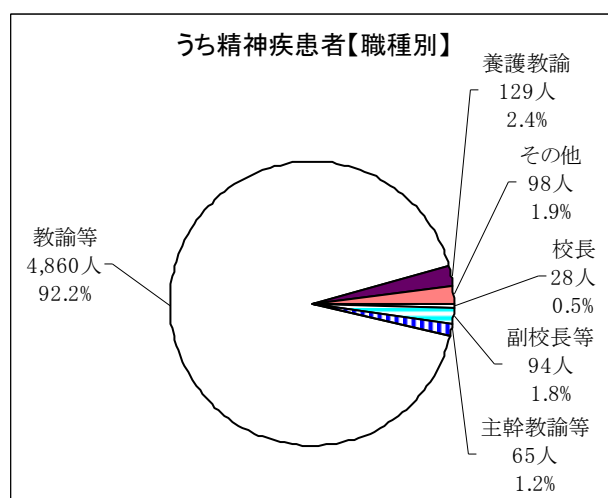
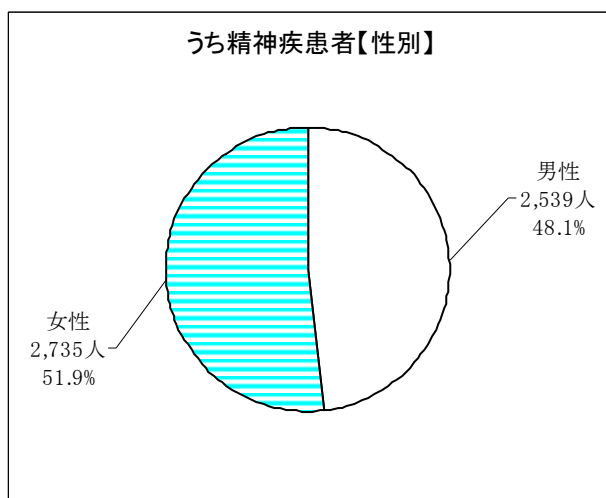
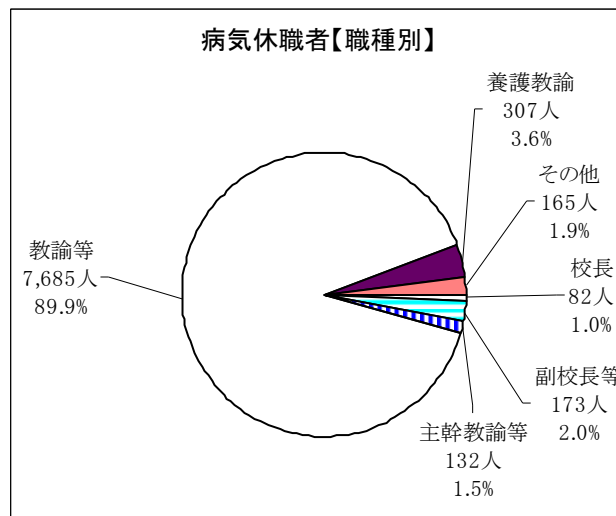
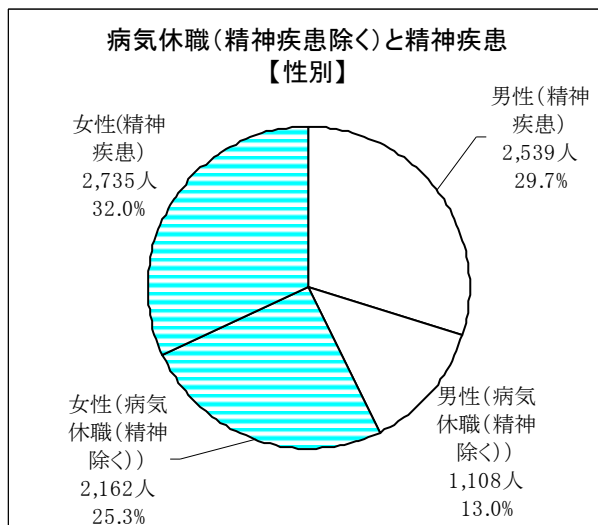
学校種別の精神疾患者の割合

	精神疾患者A	在職者数B	A/B
小学校	2,347人	413,024人	0.57%
中学校	1,566人	236,433人	0.66%
高等学校	819人	190,909人	0.43%
中等教育学校	5人	1,234人	0.41%
特別支援学校	537人	79,432人	0.68%
計	5,274人	921,032人	0.57%

(注) 在職者数：平成23年度学校基本調査より

《参考》公立学校年代別教員数構成比率





#### 性別の精神疾患者の割合

	精神疾患者A	在職者数	A/B
男性	2,539人	452,391人	0.56%
女性	2,735人	468,641人	0.58%
計	5,274人	921,032人	0.57%

(注) 在職者数:平成23年度学校基本調査より

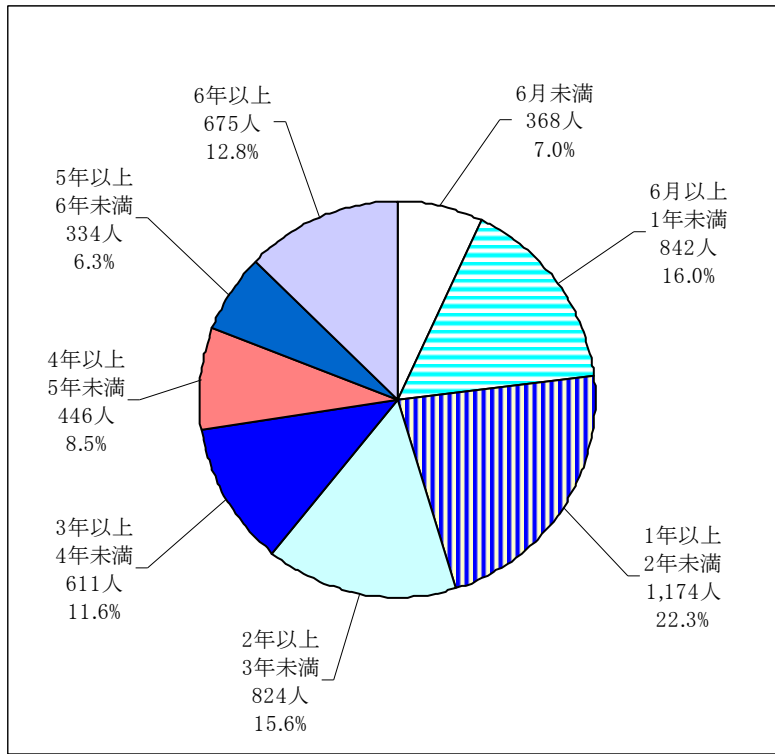
#### 職種別の精神疾患者の割合

	精神疾患者A	在職者数B	A/B
校長	28人	34,926人	0.08%
副校長等	94人	38,841人	0.24%
主幹教諭等	65人	19,378人	0.34%
教諭等	4,860人	766,612人	0.63%
養護教諭	129人	39,637人	0.33%
その他	98人	21,638人	0.45%
計	5,274人	921,032人	0.57%

(注) 在職者数:平成23年度学校基本調査より

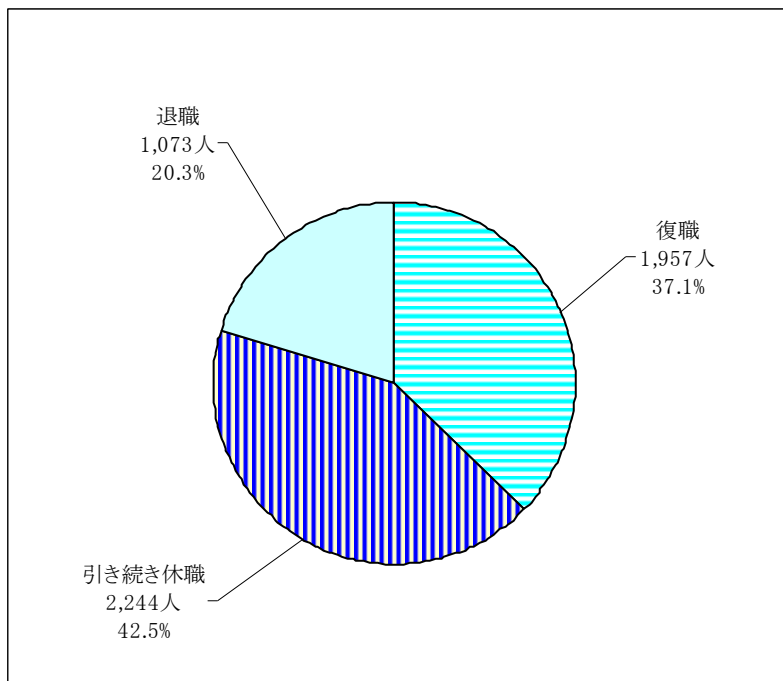
(ウ) 精神疾患による休職発令時点での所属校における勤務年数

精神疾患による休職者のうち、約半数が所属校勤務2年未満で休職が発令されている。



(エ) 精神疾患による休職者の休職発令後の状況

精神疾患による休職者のうち、約4割が休職を継続し、約4割が復職している。



(2) 都道府県・政令指定都市教育委員会における精神疾患により病気休職となった者に対する復職支援

実施態様等	実施している教育委員会数	
	23年度 (全66教委中)	24年度 (全67教委中)
復職支援プログラムを実施している。	63	66
(うち復職後の経過観察等も含む復職支援プログラムを実施している)	45	51
復職支援プログラムを実施する予定である。	1	0
実施を検討中である。	2	1
実施予定はない。	0	0

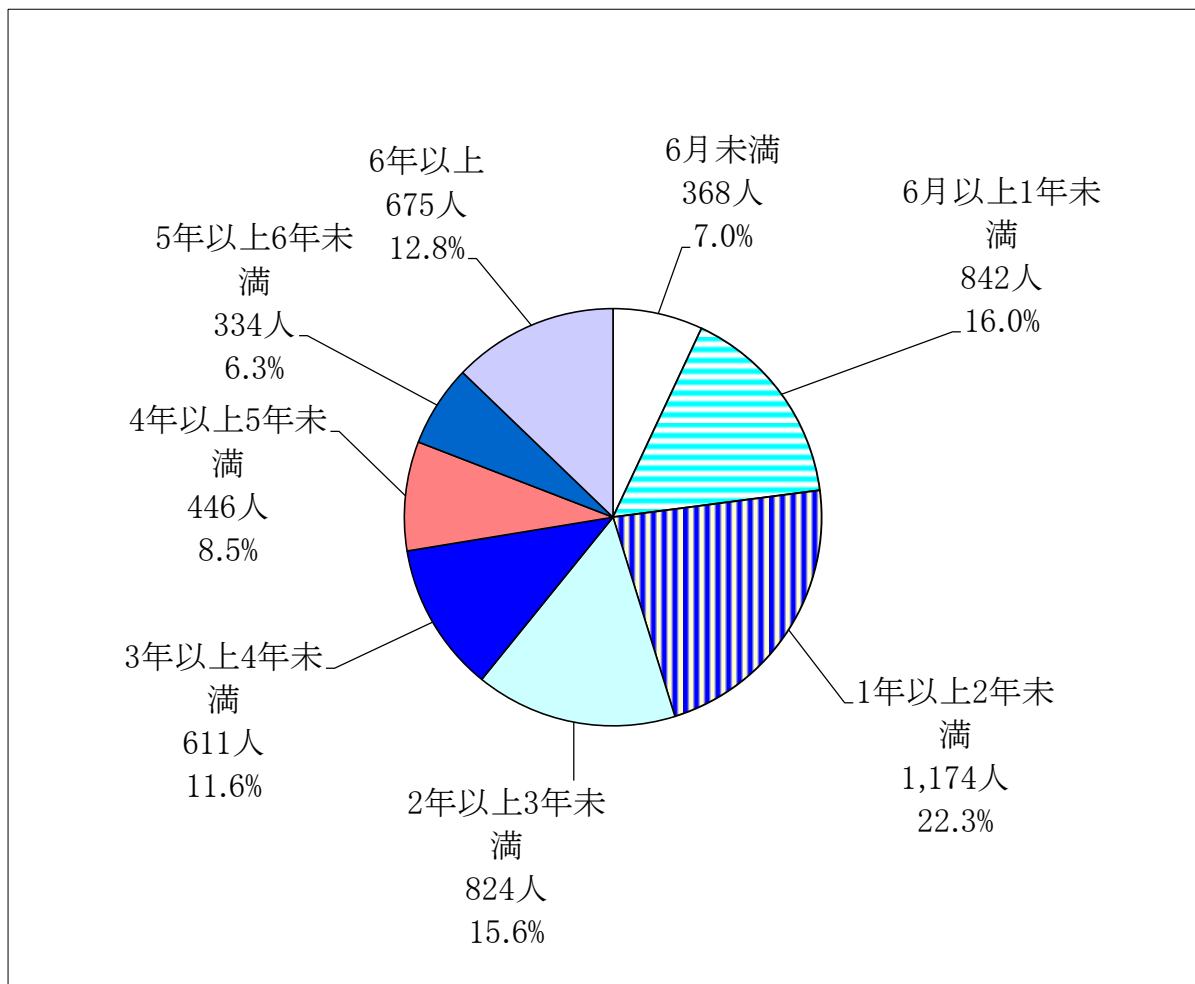
# 1-2 分限処分の状況一覧(平成23年度)

(単位:人)

県市名	分限処分の種類						降給	合計
	降任	免職	休職			その他		
			起訴休職	病気休職	(うち精神疾患)			
北海道		1		349	246		350	
青森県				109	62		109	
岩手県				96	62		96	
宮城県			1	86	54		87	
秋田県				54	38		54	
山形県				77	45	1	78	
福島県				126	78	8	134	
茨城県				101	67		101	
栃木県				119	70		119	
群馬県				105	49		105	
埼玉県				364	214		364	
千葉県	1	1	1	324	189		327	
東京都		1	2	779	527	45	827	
神奈川県				224	148	9	233	
新潟県			1	122	81		123	
富山県				59	36	1	60	
石川県				62	38		62	
福井県				60	39		60	
山梨県				16	13		16	
長野県			1	129	84		130	
岐阜県				131	84		131	
静岡県			1	94	63	10	105	
愛知県		2	1	367	221		369	
三重県		1	1	135	97	4	141	
滋賀県		1		87	54		88	
京都府		1		94	59	1	96	
大阪府			2	488	301	30	520	
兵庫県		1		232	88	28	261	
奈良県		1	1	77	43		79	
和歌山県				92	41		92	
鳥取県				45	33		45	
島根県			1	64	39		65	
岡山県				96	61	4	100	
広島県			1	194	123		195	
山口県				93	58	2	95	
徳島県				63	35	4	67	
香川県				52	31		52	
愛媛県			1	96	60		97	
高知県				96	47		96	
福岡県				208	137		208	
佐賀県			1	70	42	4	75	
長崎県				99	49		99	
熊本県				117	86		117	
大宮市				109	79		109	
鹿嶋市				111	70		111	
鹿嶋市				126	82		126	
沖縄県				373	158	2	375	
札幌市				104	74		104	
仙台市				37	14		37	
さいたま市				45	24		45	
千葉市				35	18		35	
川崎市			1	101	62		102	
横浜市				209	147	14	223	
相模原市				42	28		42	
新潟市				22	15		22	
静岡市				16	9	2	18	
浜松市				16	16	1	17	
名古屋市				113	80		113	
京都市				88	66		88	
大阪市				208	146	11	219	
堺市		2		52	27	2	56	
神戸市				48	13		48	
岡山市				25	16		25	
広島市				81	55		81	
北九州市				59	37		59	
福岡市				73	46		73	
合計	1	12	16	8,544	5,274	183	8,756	



### 1-3 精神疾患による休職発令時点での所属校における勤務年数



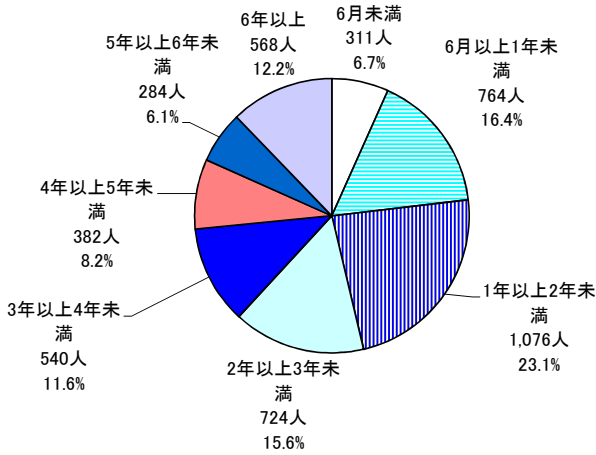
○ 精神疾患による休職発令時点での所属校勤務年数内訳 (単位:人)

今回の休職発令の時点から過去1年以内において、精神疾患による休職期間がない者	今回の休職発令時点での所属校における勤務年数(A)								
	6月未満	6月以上1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満	6年以上	合計
	311	764	1,076	724	540	382	284	568	4,649
6.7%	16.4%	23.1%	15.6%	11.6%	8.2%	6.1%	12.2%	—	
今回の休職発令の時点から過去1年以内において、精神疾患による休職期間がある者	過去1年以内の精神疾患による(今回の休職ではない)発令時点での所属校における勤務年数(B)								
	6月未満	6月以上1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満	6年以上	合計
	57	78	98	100	71	64	50	107	625
9.1%	12.5%	15.7%	16.0%	11.4%	10.2%	8.0%	17.1%	—	
上記の合計(A+B)									
	6月未満	6月以上1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満	6年以上	合計
	368	842	1,174	824	611	446	334	675	5,274
	7.0%	16.0%	22.3%	15.6%	11.6%	8.5%	6.3%	12.8%	—

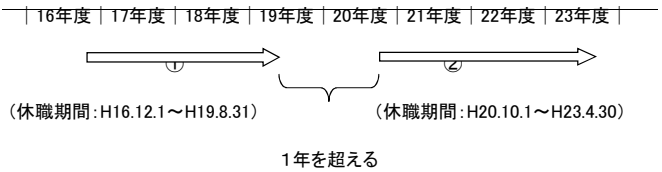
今回の休職発令の時点から過去1年以内に精神疾患による休職がある者の割合: 11.8%

今回の精神疾患による休職発令時点での  
所属校における勤務年数(A)

※今回の休職発令の時点から過去1年以内において、精神疾患による休職期間がない者

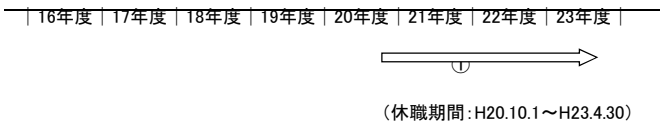


【左のグラフに該当する事例①】



今回の休職発令時点(H20.10.1)から過去1年以内に精神疾患による休職期間がない(①の終期と②の始期の間が1年を超えている)ので、「今回の休職発令時点から過去1年以内において、精神疾患による休職期間がない者」として整理し、「今回の休職発令時点での所属校における勤務年数」に応じて人数及び割合をグラフ化している。

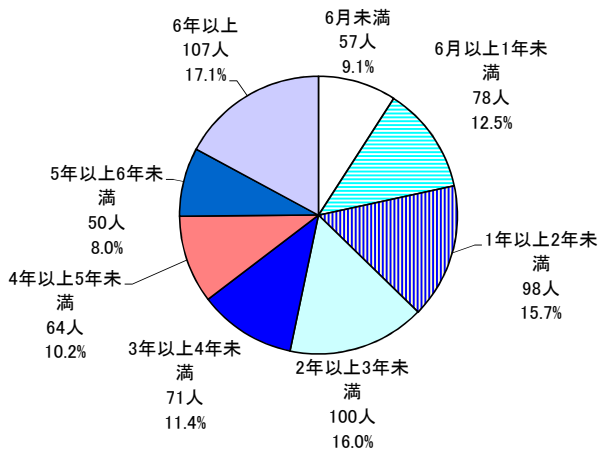
【左のグラフに該当する事例②】



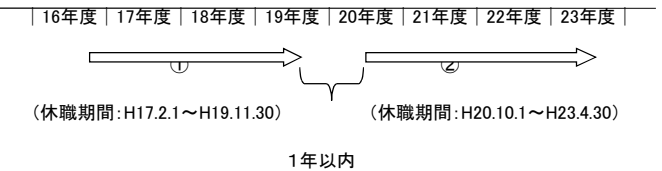
今回の休職発令時点(H20.10.1)から過去1年以内に精神疾患による休職期間がない(①のみ)ので、「今回の休職発令時点から過去1年以内において、精神疾患による休職期間がない者」として整理し、「今回の休職発令時点での所属校における勤務年数」に応じて人数及び割合をグラフ化している。

過去1年以内の精神疾患による休職(今回の休職ではない)発令時点での所属校における勤務年数(B)

※今回の休職発令の時点から過去1年以内において、精神疾患による休職期間がある者

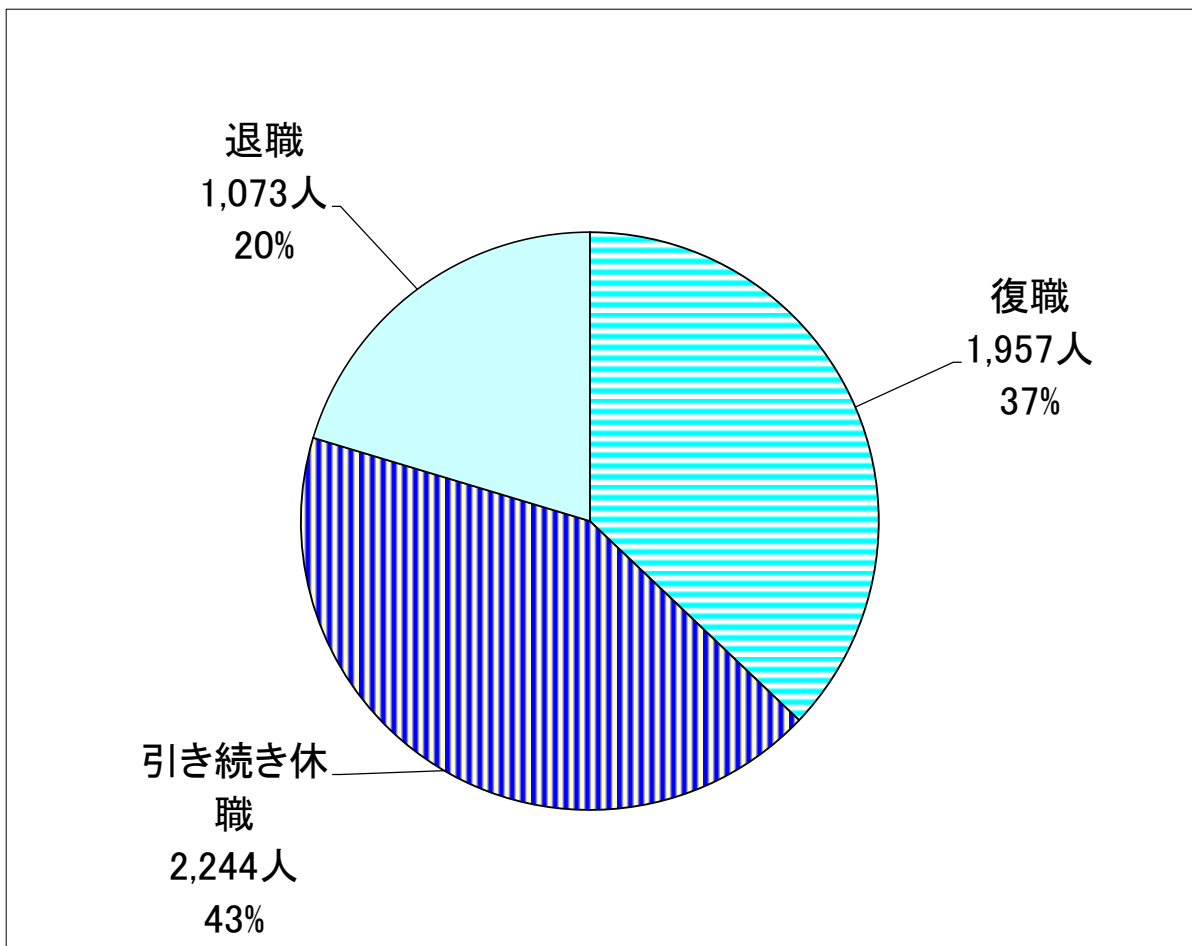


【左のグラフに該当する事例】



今回の休職発令時点(H20.10.1)から過去1年以内に精神疾患による休職期間がある(①の終期と②の始期の間が1年以内)ので、「今回の休職発令時点から過去1年以内において、精神疾患による休職期間がある者」として整理し、「過去1年以内の精神疾患による休職(今回の休職ではない)発令時点での所属校における勤務年数」に応じて人数及び割合をグラフ化している。

## 1-4 精神疾患による休職者の休職発令後の状況



### ○ 精神疾患による休職者の休職発令後の状況内訳

平成23年度中新規に休職発令された者(A)	平成24年4月1日現在の状況			
	復職	引き続き休職	退職	合計
	1,099	1,422	445	2,966
	37.1%	47.9%	15.0%	—
平成22年度中又はそれ以前に休職発令され、平成23年度引き続き休職となっている者(B)	平成24年4月1日現在の状況			
	復職	引き続き休職	退職	合計
	858	822	628	2,308
	37.2%	35.6%	27.2%	—
上記の合計(A+B)				
	復職	引き続き休職	退職	合計
	1,957	2,244	1,073	5,274
	37.1%	42.5%	20.3%	—

1-5 復職支援プログラムの概要

県市名	1. 対象者	2. 復職にあたっての受講義務の有無	3. 復職支援プログラムの内容(実施場所を含む。)	4. 実施時期	5. 受講者に対する公費による保険措置	6. 復職後の経過観察の内容	7. 復職後の経過観察の実施期間
北海道	北海道教育委員会の任命に係る職員で、精神疾患による休職者	受講義務はない。ただし、復職に向けた健康診査では、職場復帰訓練の結果は、審査判定の重要な資料となる。	「職場復帰訓練」は転勤行為の一環としての位置付けで、所属長は職員及びその家族と協議の上、主治医の指示に基づき、具体的内容について決定する。本人所属職場場を要請し、本人を復職後の職場環境、人間関係等に徐々に慣れさせるとともに、職場の受入体制を整える。	原則4～12週	なし	所属長は、通官本人との面談を行い、健康状況や勤務状況等について把握するとともに、必要に応じて主治医や家族との連絡を行う。	復職3か月後の本人の勤務状況、就業状況等について、所属長から報告書を提出してもらうが、その後においても必要に応じて所属長は復職した職員と面談を行う。
青森県	精神疾患により休職している県立学校職員及び県職員で、主治医の了承の下、試行出勤を希望する者	なし	職場環境や人間関係に徐々に慣れ円滑に試行出勤が行われるように4段階とし、当該職場の実施場所は、原則として当該職員の所属する職場	原則として、4週間から8週間	あり(公立学校共済組合負担)	なし	なし
岩手県	本庁、教育機関等及び学校に勤務する教職員で、復職訓練を希望する者 市町村立学校の教職員については、市町村教育委員会から依頼のあった者	なし	・訓練開始時期 復職の可否を審査する特別健康審査会の1か月程度前から実施し、職場復帰できる程度まで回復し、主治医の承認のもと本人が希望したときに、本人及び家族等と協議し各課等の長が決定 ・実施場所 職場に慣れる訓練から始め、段階的に実際の職務に準ずる内容 ・実施内容 職場に慣れる訓練から始め、段階的に実際の職務に準ずる内容 ・訓練への支援体制 各課等の長は、本人の了解のもとに、警察、主治医、産業医、主任安全衛生管理者などの関係職員、機関と必要な情報提供等を行い連携して支援 ・内容(教員の場合の例) 4段階で行っており、1段階の最初の1週間は半日の実施で職場に慣れることを目的とし、授業参観、給食、清掃指導などを行う。 2段階の2週間は児童生徒の在校時間帯で、1段階の内容に加え、TT方式でのT2での指導を行う。 3段階の3週目は児童生徒の在校時間帯で2段階の内容に加え、TT方式でのT1の授業を行う。 4段階の4週間は、フルタイムで通常勤務に近い内容とし、3段階の内容に加え、単独授業を行う。 ・場所 所属校で実施	原則として、6か月未満の病欠休職中の者は2週間とし、休職中の者は4週間 ただし、訓練中の状況により訓練期間の延長、短縮や訓練内容の変更、入院日額:7,500円 通院日額:5,000円 賠償責任保険 身体:10億円 対物:1,000万円	共済組合負担 ・障害保険 死亡:2,000万円 後遺障害:60～2,000万円	特別健康審査会の審査を経て復職した者を対象に、再発防止に向け復職支援相談を実施している。 (内容) 保健師が、復職者の所属する学校を訪問し、治療状況や健康状態、その他について健康相談を兼ねるとともに、所属長から復職後の観察状況を把握し、必要に応じて再発防止に向けた助言指導を行っている。	復職後3か月～半年を目途に復職支援相談を実施
宮城県	精神疾患により休職している者のうち、プログラムの実施を希望する者	なし	具体的な内容や期間等は復職訓練計画にて定める。 この計画は、訓練対象者の所属が市町村立小中学校の場合は市町村教育委員会が策定し、県立学校の場合は所属長が策定する。 また、復職訓練計画の作成に当たっては、訓練対象者及び主治医等と十分協議し、病気の回復状況を考慮し、職場環境や人間関係に徐々に慣れ円滑に復職訓練が行われるように配慮しなければならない。 訓練対象者は、復職訓練計画の実施状況を当日の復職訓練が終了した都度、復職訓練日誌に記載し、所属長に提出する。所属長(訓練対象者の所属が市町村立小中学校の場合は市町村教育委員会を含む。)は、復職訓練計画の実施状況を把握し、復職訓練観察記録に記載し、必要に応じて県教育委員会に報告する。 県教育委員会は、復職訓練計画の実施状況を把握するため、必要に応じて復職訓練を觀察し、復職訓練観察記録に記載する。 復職訓練の場所は、訓練対象者の所属する職場である。	4週間を基本としている	訓練中のケア等に対応するため、傷害保険に加入している。	県立学校においては、1月後、3月後、6月後、12月後の計4回の状況報告により把握。小中学校においては、毎月教育事務所による勤務状況等についての把握	復職後1年
秋田県	秋田県教育委員会の任命に係る公立学校の教員で精神性の疾患により休職中の者	なし	具体的な内容や期間等は復職訓練計画にて定める。 この計画は、訓練対象者の所属が市町村立小中学校の場合は市町村教育委員会が策定し、県立学校の場合は所属長が策定する。 また、復職訓練計画の作成に当たっては、訓練対象者及び主治医等と十分協議し、病気の回復状況を考慮し、職場環境や人間関係に徐々に慣れ円滑に復職訓練が行われるように配慮しなければならない。 訓練対象者は、復職訓練計画の実施状況を当日の復職訓練が終了した都度、復職訓練日誌に記載し、所属長に提出する。所属長(訓練対象者の所属が市町村立小中学校の場合は市町村教育委員会を含む。)は、復職訓練計画の実施状況を把握し、復職訓練観察記録に記載し、必要に応じて県教育委員会に報告する。 県教育委員会は、復職訓練計画の実施状況を把握するため、必要に応じて復職訓練を觀察し、復職訓練観察記録に記載する。 復職訓練の場所は、訓練対象者の所属する職場である。	原則として4週間から3か月程度とし、訓練対象者の状況やその他の事情により期間を定める。	なし	所属長(復職した訓練対象者の所属が市町村立小中学校の場合は市町村教育委員会)は、復職後の訓練対象者の状況(業務分掌及び授業時間数、職場での状況、通院や服薬の状況、身体的な状況、精神的な状況、対人関係など)について、復職後3か月後及び6か月後に、復職後状況報告書により県教育委員会に報告しなければならない。	6月
山形県	県立学校教職員及び県職員が市町村立学校教職員で精神疾患により休職又は休職中の者	なし	対象者が職場復帰訓練を申請した場合に、所属長が作成する職場復帰訓練計画に合意し、主治医の同意を得た上で、対象者の所属において実施。 職場復帰訓練は、通勤や職場に慣れることから段階的に実施。 職場復帰訓練は、通勤や職場に慣れることから段階的に実施。 職場復帰訓練は、通勤や職場に慣れることから段階的に実施。	休職者は4週間程度、休職中の者は2週間程度を目安とするが、対象者の状況に応じて伸縮可能。	傷害保険に加入。 備置保険に加入。	所属長は、精神疾患による長期休業の再発防止を図るため、対象者の職場復帰後サポート計画を作成し、対象者との面談や業務経歴等のサポートを行う。 対象者の職場復帰6か月後に健康診断報告書により、所属長が健康管理状況を報告する。	6か月
福島県	精神疾患に罹患したことを原因として地公法第28条第2項第1号の規定に基づき休職を命ぜられた県教委任命に係る教職員(市町村立学校に勤務する県教育職員を含む。)のうち、連続して3か月を超えて休職することが見込まれ、かつ、以下に該当する者。 (1) 症状が安定していること。 (2) 本人が試行勤務の実施を希望していること。 (3) 試行勤務の実施が可能な状態であると主治医が判断していること。	義務ではないものの、円滑な職場復帰を目的とする趣旨を理解してもらい、原則として実施している。	【実施内容】 職場の雰囲気に関することから始め、段階的に勤務時間及び業務量を増やし、最終的には、復職した場合の8割程度の業務、教諭等にあつては、所属長の指導監督の下、TTによる授業や学級活動等の指導を行えることを目指す。 【実施場所】 原則として対象教職員が所属する職場。	休職期間中に実施し、4週間を標準とする。	なし	なし	なし

茨城県	1. 対象者 茨城県教職員保健管理規則に基づき、神経精神疾患により、茨城県教職員健康審査委員会の審査を経て、県教育委員会教育長から要休養・要医療の指示を受け、休業休暇を取得している者及び地方公務員法第28条第2項第1号の規定により休職している者	2. 復職にあたっての受講義務の有無 なし	3. 復職支援プログラムの内容(実施場所を含む) 対象者が復職支援プログラム(職場復帰トレーニング)の実施を希望し、主治医、校長が了解した場合に実施する。原則として、各段階の目的に応じて、校務分掌に係る業務、作業、授業等を4段階に分けて、対象者の所属校において実施する。	4. 実施時期 3か月以内	5. 受講者に対する公表による保険措置 あり	6. 復職後の経過観察の内容 なし	7. 復職後の経過観察の実施期間 なし
栃木県	精神系疾患により休職中の職員 精神系疾患により引き続き3か月以上休職中である職員 ただし、学校に勤務する職員で校長を除く教育総務課長任用職員	訓練については、休職者等の任意であるが、趣旨を理解してもらい訓練を受けよう指導している。	第1段階: 学校に慣れる(授業参観、給食指導など) 第2段階: 授業の復習訓練(1~2時間程度の授業実施) 第3段階: 授業の復習訓練(時間割と並りの授業を実施) 第4段階: 教師としての復習訓練(授業の実施に加え、担任や校務分掌等、通常の職務を行う) 実施場所: 職員の所属校	原則1週間程度実施。ただし、状況に応じて延長も可能	なし	なし	なし
群馬県	県立学校教職員、県教育委員会に命じられ、精神疾患により病気休業を命じられたり、又は病気休業を取得して、その期間が30日を超えている教職員。または、30日以下であっても、主治医が必要と認める者、訓練の実施を希望する者、審査会で必要と認める者。	あり	第1段階 日4時間×1週間(目的: 学校の雰囲気慣れ) 第2段階 日6時間×2週間(目的: 授業参観や教材研究を行った上で、授業を実施する) 第3段階 日8時間×3週間(目的: 指導計画に合わせた授業を実施する、正課の勤務時間に合わせて生活リズムを作る) 実施場所: 対象者の所属校	原則1週間程度、16週を限度とする。	賠償責任保険、普通傷害保険に加入	教職員健康審査会への勤務状況等の報告、県立学校教職員については、必要に応じて、健康審査会との連携、主治医、家族等との連携、主治医、家族と連絡を取り合う。	原則 3か月
埼玉県	精神疾患による休職者	なし ただし、円滑な職場復帰を目的として、対象者は全員実施している。	【内容】職場に慣れることから開始し、最終的には復職後の業務とほぼ同程度の訓練を行う 【実施場所】休職者の所属校	4週間程度	あり	教職員健康審査会への状況報告 主治医の診断書及び所属長の観察報告書による健康審査会での書類審査 主治医、家族等との連携 所属長等による経過観察を行い、必要に応じて、主治医、家族と連絡を取り合う。	教職員の健康状態について、医学的判断に基づいた、個別の必要な期間
千葉県	学校教職員	なし	原則6か月以内の職場復帰支援プログラムを作成し、学校等において職場リハビリテーションを行う。	原則6か月以内	傷害保険加入	校内受入態勢の整備 復職後の様子定期的に観察し、症状の再発や新たな問題の有無を確認する。	随時(特に期間は定めていない。)
東京都	東京都立学校教職員	なし	【内容】職場の雰囲気慣れ。(週3日、半日程度。文書作成補助、パソコン練習、図書管理・整理等) 第2段階 職場復帰の視野に入れる。(週3~5日、半日程度以上。分掌補助、指導案作成、授業参観、給食・清掃指導等) 第3段階 教壇に立つ。(週5日、ほぼ毎日。授業参観、給食・清掃指導、担当教科の指導、管理職のもと授業実施等) 【実施場所】対象者の所属校	原則として、3か月	公表による傷害保険の加入	復職アポイントメントの所属学校への訪問	なし
神奈川県	県立学校に勤務する職員及び県教育委員会、心身の故障により休職中の職員で、これを行うことを申し出た者	なし	心身の故障により休職中の職員の円滑な復職を図るため、治療の一環として、所属する職場において職場復帰のためのリハビリテーションを行う。 職場リハビリテーションの期間は、3か月以内の期間で、主治医の意見に基づき、職員が申し出した期間とする。 職場リハビリテーションの実施及びその内容は、主治医と協議のうえ、校長が決定する。	3か月以内	なし	健康審査会において決定した措置状況に応じ、定期的に健康経過報告書、診断書、勤務適応状況報告書等を所属長を経由して提出させる。	健康審査会において、普通判断が下されるまでの期間
新潟県	休職の発令を受けている教職員 3月以上にかわり病気休暇を取得し又は取得を予定している教職員 所属長が支援を必要と認めた教職員	なし	【実施場所】対象者の在籍所属校 【実施内容】 第1段階 職場の雰囲気慣れ。(週2日・2時間程度) 第2段階 職場・仕事の内容に慣れる。(週3日・3~4時間) 第3段階 児童・生徒とのふれあいに慣れる。(毎日・3~6時間) 第4段階 職場復帰に向けて具体的な準備を行う。(毎日・4時間~正規の勤務時間)	原則として4週間以内	あり(傷害保険)	復職後、保健師の学校訪問や電話等により、状況を把握している。	状況により個別に判断
石川県	県立学校(大学を除く)の校長、教員、実習助手及び寄信指導員並びに県教育委員会職員であつて、精神疾患により休職中の者	なし	休職したまま所属する学校において職務に関するリハビリテーションを行い、スムーズに職務復帰するための支援を行うもので、短時間で負担の少ない内容から段階的に通常勤務に近づけていく。最終段階では通常勤務と同様の負担をかけた訓練内容とする。 訓練の実施計画は、所属長が主治医の指導を受けて作成するものとし、訓練の指導・監督は、所属長が行い、訓練の場所は、対象職員の所属校等とする。	1月間とするが、特に必要があるときは、3月間の範囲内で期間を設定又は延長できる。	訓練期間中の対象職員を被保険者とする傷害保険に加入する。 ※死亡・後遺障害・入院・通院	復職後1年以内にあつては6か月ごとに、復職後1年を経過後は1年ごとに、D2の判定を受けられている者については、勤務状況に特段の変化が生じた場合に、所属長の観察報告書、主治医の観察報告書(復職後1年を経過後はB1又はC1の判定を受けている者に限る。)及び審査委員長の観察報告書(復職後1年を経過後はB2、C2又はD2の判定を受けている者に限る。)を審査会に提出し、その判定に応じて必要な措置を行う。	該当者の判定区分がD3(健康)となるまでの間

1. 対象者	2. 復職にあたっての要請 義務の有無	3. 復職支援プログラムの内容(実施場所を含む)	4. 実施時期	5. 受講者に対する公費 による保険措置	6. 復職後の経過観察 の実施期間
福井県	原則として、精神疾患により休職している職員で、主治医の同意の下に本人の意思に基づき復職プログラムを希望する者	なし	原則として、6週間とする。ただし、特に必要のあるときは、実施期間を短縮、又は延長することができる。ただし、最長3か月とする。	復職プログラムは休職期間中に実施するため、事故やケガは公務災害の対象とはならない。そのため、福井県教育委員会には対象職員を被保険者とする傷害保険に加入する。 ①補償対象 就業中の事故、ケガのみ(通勤中を含む) ②保険金額 ・死亡・後遺障害保険金 900万円 ・入院保険金日額 3,000円 ・通院保険金日額 2,000円	なし
山梨県	山梨県教育委員会の任命に係る職員のうち休職中の者で、次の条件を満たした者とする。ただし、休職命令がされていない者についても、次の条件を満たせば実施できるものとする。 一 規則正しい日常生活を送ることができ、復職への意欲を持っている者 二 主治医が、病状や体力等の回復状況から職場リハビリを実施可能と判断した者 三 所属長が受け入れ可能と判断した者	本人の申出、主治医の了承の上、校長は復職前の6週間分を目処に4ステップのプログラムを作成し、所属校において対象職員が徐々に復職しやすい体制を築いていく。第1ステップ(職場の雰囲気にならねる。)の具体例…読書、図書室の管理運営の補助など 第2ステップ(自分の職場について考える。)の具体例…図書室の管理運営の補助、文書作成補助、教科・学年単位の会議への参加、職員会議への参加など 第3ステップ(自分の職務について考える。)の具体例…担当教科の教材研究、授業参観、学級活動の補助、校長・教頭との相談、行事への参加・補助など 第4ステップ(職場復帰のための具体的な準備)の具体例…担当教科の教材研究、指導案の作成、TPによる授業準備、所属長の管理下で授業実施、学級活動の補助など なお、復職プログラムは下記事項に従い、実施する。 ①復職プログラムの指導・監督は、所属長が行う。 ②実施計画は、対象職員の病状の回復状況等を考慮し、所属長が作成する。 ③所属長は、復職プログラムの目的、内容、期間等について対象職員と十分打ち合わせを行う。 ④対象職員は、復職プログラムの実施計画を説明し、円滑な実施を図る。 ⑤所属長は、対象職員、主治医および配偶者、親族等と連絡を図り、復職プログラムを行う。 ⑥所属長は、所属職員に復職プログラムの実施計画を説明し、円滑な実施を図る。	原則として2ヶ月程度とする。ただし、疾病等の状況により変更又は中止できるものとする。	対象教職員を被保険者とする傷害保険に加入する。 保障内容:就業中、通勤途上の災害、ケガ 死亡・後遺障害 2,000万円 入院日額 5,000円 通院日額 3,000円	職復帰後の支援を実施することになっていないが、支援期間を一律に決めてはいない。
長野県	なし	1. 集団リハビリテーション 県庁内 ・集団精神療法(リラクゼーション・生活技能訓練等) ・模擬授業 2. 職場リハビリテーション 在籍する所属(校) ・授業参観、清掃指導等、学習指導案づくり ・授業の実施 ・時間とおりの授業実施 ・授業の他に校務分掌等時間とおりの職務の実施	1. 8回 2. 8週間	なし	なし
岐阜県	精神疾患又は一般疾病(機能障害が残るものに限る。)	実施内容:第1～5段階に分けて段階的に実施時間、プログラム内容を充実させていき、復職後の職務に慣らししていくもの。 ・実施場所:対象職員が所属する職場	2か月以上(40日間以上)	あり(共済組合事業により傷害保険料を負担)	①健康区分が「健康」であるまでの間(所属長判断) ②翌年度(年度・面接による健康相談)まで
静岡県	県立学校教職員、市面立学校教職員、指宿市は除く、道に属する教職員、指宿市及び教員会に属する教職員。主治医から指示された場合は、90日未満の承認であっても訓練を行うことができる。	職場復帰訓練(訓練対象職員の在籍する学校)	・過去5年以内に精神的な疾患により特別休暇を取得又は休職した者は、4週間 ・特別休暇及び休職の期間を遡って181日未満 ・入院日額5,000円、通院日額3,000円 上の者は、4週間	対象教職員を被保険者とする傷害保険に加入する。 死亡・後遺障害 1,500万円、後遺 障害 1,500万円、入院日額5,000円、通院日額3,000円	なし
愛知県	精神疾患による休職中の者で、その病状が安定し、プログラムを希望する教職員 ①休職者 ②3か月以上の休職者	内容:対象教職員が休職前に従事していた職務を考慮したものである。 ※プログラム実施の結果は復職審査をする上で参考資料とする。	原則3か月以内であるが、県教育委員会が、特別休暇期間が終了する期日まで実施を継続することができ。	あり(傷害保険)	なし
三重県	①休職者 ②3か月以上の休職者	①共通:生活リズムを整える(週3日、2～3時間) 文書作成補助、図書管理や整理など 第2段階:職場の雰囲気慣れる時期(週3～5日、4時間) 補助的作業(文書作成)、図書管理や整理、指導案作成、授業参観など 第3段階:職務を視野に入れた時期(毎日、4～8時間) 授業参観、給食、担当教科の研究など ・実施場所:所属校	①30日以内 ②10日以内	①共通:なし	①復職1か月、3か月、12か月後の報告を学校長から受けるようになっている。 ②なし

県市名	1. 対象者	2. 復職にあたっての要請 義務の有無	3. 復職支援プログラムの内容(実施場所を含む。)	4. 実施時期	5. 受講者に対する公費 による除隊措置	6. 復職後の経過観察の内容	7. 復職後の経過観察 の実施期間
滋賀県	県立学校の教職員(なお、県費負担 教職員が復職支援プログラムは各市町 教育委員会において実施しているた め、内容等は把握していない。)	なし	・療養中のケア、主治医との協議 ・復職支援調整会の開催(県教委) ・復職後の相談(県教委)	休職からの復職後	なし	・勤務経歴措置 ・相談事業	復職後の経過観察 の実施期間 休職期間満了日の翌 日から起算して2週間を 超えない範囲内。ただし、 産業界が特に必要と認 める場合は2週間を 超えない範囲内で延長 することができる。 ・相談事業 ・本人の希望に応じて必 要と認める間
京都府	精神及びび行動の障害による休職を 命じられた府立学校教職員及び府費負担 教職員が次の方すべてに該当する場合 あって、教育長が適当と認めた場合 (1)規則的な日常生活を送ることができる 程度に病状が安定していること。 (2)対象教職員自身が職場復帰に意欲を 持ち、ならし勤務の実施を希望しているこ と。 (3)主治医が職場でのならし勤務の実施が 可能な状態であると判断していること。	なし	開始当初は、自宅と職場を往復すること自体が、対象教職員にとって負担となるた め、まず、通勤に慣れることから始め、軽めの作業を短時間行うことで職場に慣れること を目的とする。 その後、徐々に作業時間を延ばして職場に慣れ、量についても、作業の質、量について も徐々にレベルを上げていき、最終的には正規勤務と同じ作業時間となるよう計画す る。	3か月の範囲内 ただし、必要と認め る場合は期間を延長 することができる。	ならし勤務中の災害等 を保障する保険制度に、 府の負担で加入すること ができる。	校長は、対象教職員の職場復帰が決定した時点 には、職場復帰後の支援計画を作成し、教育 長に報告する。 また、必要に応じて職場復帰支援チームの精神 科医から、対象教職員とともに助言指導を受け ることができる。	なし
大阪府	精神疾患により休職している府立学 校に勤務する教職員及び府費負担教職員 (本府市及び堺市を除く)となる者 ただし、過去に参加実績のある者は、 2回目以降の参加を不可とする。	なし	公立学校共済組合近畿中央病院に委託して職場復帰訓練を実施。 訓練は、年間3クールを実施(1期当たり2回の訓練回数)	①5月～7月 ②8月～10月 ③12月～2月	なし	精神疾患により休職している教員に対して、校 長が職務遂行状況の把握と復職後の状況を主 診医から聞き取りを行い、教育委員会に報告す るものとしている。	1か月
兵庫県	県立学校教職員及び県費負担教職員で 病欠休職・休職者	なし	公立学校共済組合近畿中央病院で精神科医等専門家チームによる集団精神療法、 模擬授業、各種グループワークを実施	年間3クール 第1クール(5月上旬～ 3か月)、第2クール(8 月上旬～3か月)、第3 クール(11月下旬～3か 月)	なし(任意で(財)学校 厚生会「職場復帰助成」 事業に加入)	健康診断審査会で審査	復職1か月後、2か月 後、3か月後、6か月後
奈良県	精神疾患による休職期間が1年を超 え、復職の意思を示すとともに復職訓 練を希望する者	なし	・所属長及び主治医の意見を聴いてその内容を定め、休職者自らの願い出によりその 所属する学校において所属長の指導のもとで行う。 ・学校へ足を運ばせる。 ・管理職・同僚とのコミュニケーションを図る。 ・事務処理に慣れるために簡単な文書を作成したり、校務分掌上の仕事をさせる。 ・原簿生徒とのコミュニケーションを図るとともに、生徒指導力の回復を図る。 ・教科指導力の回復のため、指導計画を立てて授業を実施する(単独では授業をさせな い。)	3か月	なし	なし	なし
和歌山県	和歌山県教職員健康審査会におい て、確認作業の指導区分判定を受けた 者	あり	勤務校において、段階的に授業参観、事務作業、会議への出席、教材研究等を行う。 本人と校長、市町村教育委員会が相談し、内容を決めていく。	原則として、4週間	あり(互助会負担)	校長が、勤務校における勤務状況全般につい て観察するとともに、左記審査会で審査	特に期間は設けず、経 過審査により個別に決 定している。
鳥取県	県教育委員会事務局長職員、県立学校 教職員及び県費負担教職員のうち精 神性疾患による休職者	あり	所属長が関係する復職支援検討委員会(主治医、本人、所属長、教育委員会担当者が参 加)により個別に訓練計画を作成 訓練は徐々に内容(量・質)を増やし無理のないよう進める。 本人の職場で実施	原則4週間	あり(公費)	校長が勤務校における勤務状況全般につい て観察するとともに健康審査会において経過 審査を行う。	特に期間は設けず、経 過審査により個別に決 定している。
鳥根県	鳥根教育委員会が任命する教育職 員及び県事務局長職員等で あって心の問題により休職等の者	なし	・実施場所:原則として対象者の所属所 ・実施内容:職場復帰後の勤務内容に準拠して、段階的に訓練を行う。 I 支援プログラムの計画立案: ・本人が職場へ出かけるという行為を、日常的に行うことができること。 ・管理監督者は、本人と話し合い、実施計画を立てる。 II 支援プログラムの開始: ①職場の状況を把握する。 ②状況をみながら判断する。 ③教職員との関わりをもつ。 ④児童生徒との関わりをもつ。 ⑤授業を行うための準備をする等 III 支援プログラムの見直し ・実施内容等については、本人の意見を反映し、悪化防止への配慮を行うこと。	実施期間:原則3か月 以内とする。 ただし、病状により計 画の変更(短縮、延長、 中止)を行うことができ る。	あり(互助会負担)	所属長は職場復帰後の病状を確認し、職務上 の配慮等により専断予防を行う。 専門カウンセラー(精神科医師、保健師による 随時相談(電話・メール・面談等)、臨床心理士に よる相談等)によるフォローを行っている。	なし
岡山県	岡山県教職員健康審査委員会 において、精神疾患等により休職して いると判定された者	原則として、対象者全員 実施	・補助的作業:指導書の作成、授業参観、給食清掃指導、授業実施等 ・所属長と対象者及び主治医とで十分協議し、復職プログラム計画を作成する。また、 精神科医・臨床心理士からなるメンタルヘルス部会において、本人と所属長を含めて面 接を行い、各個人の状況に合わせた計画を作成する。 ・実施場所については、原則所属で行う。	原則4週間(実施期間 の上限は3か月)	あり ・普通傷害保険 補償内容:死亡 金2,000万円 ・賠償責任保険 補償内容:対人1名1億 円、1車6億円、対物 1車6,000万円、免責な し	復職後、所属長が対象者及び関係者と面接等 を実施し、復職後状況報告書を作成する。メンタ ルヘルス部会は、その報告書により状況を把握 し、指導助言を行う。	原則として、復職日か ら換算して6か月経過後 まで

県市名	1. 対象者	2. 復職にあたっての要請義務の有無	3. 復職支援プログラムの内容(実施場所を含む)	4. 実施時期	5. 受講者に対する公費による保険措置	6. 復職後の経過観察の内容	7. 復職後の経過観察の実施期間
広島県	精神疾患による病後休職者	あり	1 休職期間満了及びその後3か月ごとの状況を把握し、必要に応じて、助言等を行う。 2 復職しようとする場合、原則として、所属校で試験的勤務を実施する。	11か月程度 2については1か月程度	あり	校務分掌の整理や相談体制の整備等を図るとともに、面談等により復職後の1か月の状況を把握する。	1か月
山口県	県教育委員会が任命する職員のうち、精神・神経系疾患のため休職を命じた者又は病後休職の承認を受けた者	なし	職場の環境や勤務に慣れるためのプログラム ・休職(病休)中の1か月程度をかけた復職準備を行う。 ・実施場所は該当者の勤務公署 ・プログラムは、状況に応じて段階的に実施し、最終段階では通常の勤務と同じレベルに到達することを旨とする。	1か月程度	復職プログラム実施中は保険措置あり	所属長が面談等により状況を把握するとともに勤務状況等を県教育委員会に報告する。	復職から3か月及び6か月経過後
徳島県	精神性疾患により病後休職中(連続30日以上に渡る)又は病後休職中で病状が安定し、職務復帰を希望する教職員	なし(希望制)	所属校(勤務場所)において、当該休職者の病状の内容、休職等の期間、担当業務及び職場の状況等を総合的に勘案し、所属長が当該休職者等及び主治医と協議して定める。	1か月。なお、当該プログラムの実施状況から必要と認められる場合は期間を延長することができる。	障害保険に、自己負担で加入すること。	復職後の勤務状況を校長が観察し、①現在の本人の状況、②職場の要人状況、③所属長の意見等を記述した報告書を市町村教育委員会及び県教育委員会に提出する。休職からの復職後に面接し、面接により助言指導を行う。	休職からの復職については、1、3、6か月後 休職からの復職については、3か月後
香川県	県教育委員会に依頼する教諭、養護教諭、実務教諭、講師、実習助手及び教務指導員(再任用職員、臨時任用及び非常勤職員を除く。)	実施を求めているが、義務ではない。	・休職者が復職前にその職務についてウェルビーイングアップする。 ・原則として、4週間とし、休職者が所属する学校において行う。	原則として、4週間	県教育委員会が「普通労働者保険」及び「施設賠償責任保険」に加入している。	復職後3か月ごとに、本人からの健康状況報告書に所属長の意見を添えて提出を求めている。	復職後、約9か月後まで
愛媛県	精神疾患により休職している公立学校教職員	なし	①休職者及び主治医の同意を得てシステムを運用 ②教職員復帰サポートチーム(休職者及び所属職場の支援)と学校復職支援班(休職者の職場復帰の支援)が連携しながら、休職中から復職後までの継続した支援を実施 ③復職前、休職者の不安軽減を目的に「リハビリ出勤(所属校で1か月程度実施) ④復職後、対象者の負担軽減を目的に「復職サポート職員(非常勤職員)」を1か月程度設置 ※サポートチーム構成員:産業医、精神科医、臨床心理士及び保健師	必要な期間(リハビリ出勤は原則1か月(4週間))	リハビリ出勤中の障害保険料を公費で負担	復職した3か月後及び6か月後、所属長がサポートチーム構成員が、必要に応じて本人等と面談する。	必要なら期間
高知県	精神疾患を原因とする休職又は病状に際する休職(120日を超える病後休職を除く)に際し、県教育委員会が必要と認める場合にあっては、この限りではない。かから復職しようとする教職員	なし (ただし、円滑な職場復帰を目的として支援を行うものであり、対象者は全員実施している。)	1.流れ ・本人からの届出に基づき、学校長(校務)による必要書類の提出のあった者で実施許可となった場合、実施計画書に沿って所属校で実施する。 ・プログラム終了後、心の健康対策委員会(本人との面談を行い、復職にあたっての留意事項等をアドバイスするとともに復職可否について県教育委員会に意見を申す。 2.内容 第1ステップ[学校内の雰囲気慣れる(半日程度)] 第2ステップ[学校生活に适应する(児童生徒の在校している時間帯)] 第3ステップ[平常の勤務に慣れる(児童生徒の在校している時間帯)] 第4ステップ[担当校務を全てこなす(正味の勤務時間帯)]	原則4週間 (ただし、心の健康対策委員会が必要と認められた場合は変更できる。)	あり 通勤を含む実施期間中、障害保険に加入することとし県教育委員会が負担する。	校長は勤務状況を把握し、適切な支援を行う。また、県教育委員会が必要と認められる場合は、勤務状況報告書を県教育委員会へ提出する。	随時
福岡県	精神神経系疾患による休職者	あり	・休職者の所属長が主治医・休職者及びその家族等と訓練実施時期や訓練内容等を十分協議し訓練実施計画書を作成する。 ・実施場所は当該所属校で行う。 ・実施時期を4つ程度に区分し段階的に訓練を行う。	4週間程度 (必要と認めるときは4週間以上6週間以内の期間で実施することができる。)	あり 職場復帰訓練中の事故等に対する賠償のため傷害保険に加入。	なし	なし
佐賀県	精神神経科疾患により休職している教職員又は一般疾病により休職している教職員のうち後遺症等が残っている者	なし	「佐賀県教育関係職員の休職に係る健康管理要綱」に基づき、所属校で段階的な復職訓練を実施 ・本人の希望に基づき、審査委員会と面談を行い、その結果「訓練することに支障がない」と認められた後に実施 ・所属長は段階的な復職訓練計画を本人と協議し作成。訓練の実施に当たっては主治医と連絡を取り、計画の調整が必要な場合は指導を得る。 ＜プログラム例＞ 第一段階 職場に慣れる時期 3～4時間 第二段階 教職を視野に入れた時期 4時間～フルタイム 第三段階 教職に立つ時期 フルタイム	2か月程度	職場復帰支援に係る「復職訓練」中の傷害に対する賠償がある。この保険の掛金は佐賀県教育職員互助会が負担している。	復職後、2週間の部外状況は報告書の提出を3か月ごとに1年以上経過観察している。ただし、職員の状態により経過観察期間の長短はあ	復職後の経過観察は3か月ごとに1年以上経過観察している。ただし、職員の状態により経過観察期間の長短はあ
長崎県	復職審査会に際する精神性疾患で休職中の教職員で、復職訓練の実施に同意し、かつ主治医の同意を得た者	なし	在籍校の校長が、学校における復職訓練の内容について、該当職員との面談を十分に行い、主治医と相談して計画する。 (訓練内容例(教諭)) 1 第一段階(授業参観・指導案作成等)2～4時間 2 第二段階(授業参観・給食指導に参加等)4～6時間 3 第三段階(授業実践・校務分掌補助等)6～8時間 4 第四段階(担任職務補助等)通常の勤務時間	6週間から2か月程度	なし	学校における支援を継続的に行うよう通知するとともに、学校訪問など機会をとらえて経過観察を継続している。	なし
熊本県	熊本県教育委員会の任命に係る職員のうち精神神経系疾患等により休職中の者	なし	所属する学校において、各々に休職者を職場に適應させる必要があることから、訓練内容をおおよそ1週間ごとに4段階に分けて実施し、比較的によい仕立てを経て、徐々に本来の職務内容に近づけるようそれぞれのステップに目標を定め、段階的に訓練を実施する。	4週間	なし	なし	なし



県市名	1. 対象者	2. 復職にあたっての要請 業務の有無	3. 復職支援プログラムの内容(実施場所を含む)	4. 実施時期	5. 受講者に対する公表 による保護措置	6. 復職後の経過観察の内容	7. 復職後の経過観察 の実施期間
大分県	精神疾患により休職を命じられた教職員	あり	精神科医4名で構成された健康診断審議会において、以下の日程で丁寧に審議し復職に向けての支援をしている。 (1)復職希望の書類審査(健康診断審議会) (2)面接(健康診断審議会) (3)復職訓練1月目…短時間の勤務から始める(各学校において計画している。) (4)復職訓練2月目…通常勤務、授業観察、授業実施(IT) (5)復職訓練3月目…授業実施(主担当、分掌業務担当) 復職最終審議(健康診断審議会) ※3か月の復職訓練で足りない場合は延長したり、きちんと勤務できない時には再度休職に際し療養させる場合もある。	支援期間は、3か月の復職訓練を含み5か月にわたる。	なし	このころのコンタクト(本年度7名設置)の学校訪問時の個人面談 ・教育人事課から校長への経過観察依頼 ・福利厚生課からの健康診断時の個人面談 以上のように対応によりケアしている。	特に設定はしていないが、学校訪問の際には、管理職へ様子を開くようになっている。
宮崎県	宮崎県教育委員会の任命に係る教職員	なし	原則として4週間とし、目的に応じた4段階で実施 ・第1段階 学校の雰囲気になれる。 ・第2段階 仕事の内容になれる。 ・第3段階 授業に慣れる(教諭の場合) ・第4段階 職場復帰に向けて具体的な準備を行う。 実施場所は休職者の所属学校	原則4週間	あり ・普通傷害保険 対象者が職場復帰ト レニング実施中及び その通勤途上に事故に あつた場合の補償 ・賠償責任保険 対象者が、職場復帰ト レニング実施中に第 三者の身体及び財産に損 害を与えた場合の補 償	・表情や行動が安定しているか。 ・意欲をもって勤務しているか。 ・自覚をもって勤務しているか。 ・担当業務を適切に行っているか。 ・同僚と違和感なく協力して仕事ができているか。 ・早退生徒や同僚と自然に接することができているか。 等の内容で経過観察を依頼	状況に応じて所属校で判断
鹿児島県	鹿児島県教育委員会の任命に係る学 校職員及び教育委員会事務局職員等 であつて、精神障害の疾患で休職中の 職員(希望者のみ)	なし	希望する職員が、勤務する所属において、所属長の指導の下に試行的に勤務する。 あり、実施場所はいずれも対象者の所属校である。	原則として、4週間 復職訓練と慣らし勤務 のいずれも原則4週間	なし	なし	なし
沖縄県	精神性疾患により休職した教職員	なし	職場復帰前支援プログラム(復職訓練)と職場復帰後支援プログラム(慣らし勤務)があり、実施場所はいずれも対象者の所属校である。	復職前4～12週間程 程度(通常は、8～12週間 程度行う場合が多い。)	なし	対象者が休職中の場 合、公務出張及び通勤 災害の対象とならないた り、復職訓練実施中及び その通勤途上に事故に あつた場合の補償のため の保険料相当組合沖縄 支部が補助する。	なし
札幌市	札幌市教育委員会が所屬する市立学 校及び幼稚園に勤務する教諭、教諭、 及び養護教諭並びに学校栄養職員(市 町村立学校職員給与負担法(昭和23 年法律第185号)第1条)に規定する者 に限る。)及び学校事務職員で、精神疾 患等により休職中または90日を超える 病欠休職中の職員のうち、主治医が訓 練を実施することが適当と判断した者	なし	休職前に勤務していた職場において、最初は、短時間で、毎日出勤できる状態をつくり、その後、段階が進むにつれ、負荷を増し、最終的には、フルタイムでの通常勤務と同程度のことを行う(以下、実施例)。 第1段階:職場の雰囲気になれる時期で、1週間行う(1日2～3時間で、業務内容は文書作成補助、図書管理・整理)。 第2段階:職務を視野に入れた時期で、2週間程度行う(1日4時間で、業務内容は、補助的作業、文書作成、教科・学年単位の会議参加)。 第3段階:職務の実践を視野に入れる時期で、2週間程度行う(1日5～8時間で、業務内容は、担当教科の研修、授業参観、給食指導補助)。 第4段階:復帰のための具体的な準備期間で、3週間程度行う(1日8時間で、指導案作成、校長の指導下での授業実施)。	復職前4～12週間程 程度(通常は、8～12週間 程度行う場合が多い。)	なし	なし	なし
仙台市	90日以上以上の病欠休職及び休職から 復帰する者	なし	学校への復帰が決まった場合、希望により復職前の職場適応訓練を行う。真休には、所属学校において復職に向け実際の業務を行うなどとする。	10日以内	市負担で傷害保険に 加入	なし	なし
さいたま市	精神疾患による休職者	あり	復職前に職場(学校)に顔合わせするため、あいさつに始まり、学習指導、生徒指導、校務事務などの内容を勤務校において行う。	4週間	なし	3か月ごとの報告 ①医師の診断書 ②校長による観察報告書	個別に審査委員会 による期間
千葉市	休職中の職員	あり	【市費負担教職員】 1 リワーク研修 ①臨床心理士、精神保健福祉士が職務遂行能力等回復のための研修プログラムを作成し、実施。②リワーク研修センター 2 リハビリ出勤 【県費負担教職員】 ①慣らし出勤、②職員が所属する職場 1 職場リハビリテーション ①慣らし出勤、②職員が所属する学校	【市費負担教職員】 1 3か月程度 2 3か月以内 【県費負担教職員】 原則6か月以内(延長可能)	【市費負担教職員】 なし 【県費負担教職員】 あり	なし	なし
川崎市	精神疾患により休職を継続している長 期療養者で、主治医、産業界等が行う ことが適当と判断した者	受講を義務づけられてはいる いが、復職審査の際に実施 状況が分かる資料を提出 することで、復職の判断材 料としている。	職場復帰のための教職員リハビリテーションプログラムを作成、リハビリの時間、内容等については、本人、所属長及び主治医又は産業界等との間で、協議して決定する。リハビリを実施する場所は、原則として所属する職場とする。ただし、これにより難しい場合は、本人、所属長及び主治医又は産業界との間で、協議して決定する。	リハビリは、復帰を予 定する日の6週間前 に開始し、当該日 の間に開始し、お おまわらぬ週の間実施 する。	なし	面談等により、復職後の状態について把握し、 ケアを行う。	職場復帰後のフオリ アップとして、1か月、3 か月、6か月面談を実施 する。状況により、フオ リアップ面談を随時実施す る。

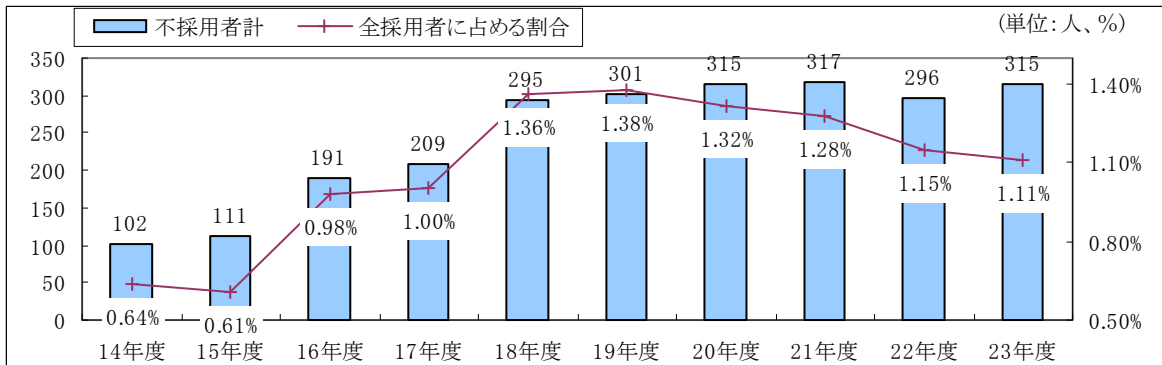
県市名	1. 対象者	2. 復職にあたっての要請義務の有無	3. 復職支援プログラムの内容(実施場所を含む)	4. 実施時期	5. 受講者に対する公費による保険措置	6. 復職後の経過観察の内容	7. 復職後の経過観察の実施期間
横浜市	精神疾患で休職している教職員	義務化はしていないが復職審査の際の判断材料として審査委員会が実施を求めている。	原則として、所属校で実施 出勤訓練から始め、事務作業、児童・生徒と接するまで段階的に行う。プログラムは、学校事情、休職者の状況に合わせて作成する。	原則として、4週間から8週間	なし	・教職員健康相談室の医師による面談を復職後、おおむね6か月以内に実施する。 ・必要に応じて、教職員健康相談室ソーシャルワーカーが学校を訪問し、本人および管理職と面談を行う。	教職員健康相談室の医師が不要と判断するまで。
相模原市	市立小学校及び中学校の職員負担教職員のうち、心身の故障により休職中の教職員で、これを行うことを申し出た者	なし	職場ハビリテーションは、原則として所属する学校内で行う。 (1)主治医と連携を図り、段階的に回復に向かえる効果的な内容とすること。 (2)本人、その愛護者の希望及び主治医の意見と反映させた内容とすること。 (3)補助的な事務及び作業等を行うこと。	3月を超えない範囲内で、主治医の意向に基づき申請者が申し出した期間	本人の希望を確認した上で、互助会で負担	復職後のフォローアップ面談 実施者、産業医・精神科医・保健師 復職後、1～2週間、1か月、3か月、6か月管理職と相談し、本人の希望を聞きながら状況に応じて実施	健康審査会の審議により経過観察期間が決定 より経過観察期間が決定
新潟市	精神性疾患により休職中で職場復帰に向けプログラムを実施を希望する者	本人の希望を前提とするが、実質的には所属長がプログラムへの取組を促し、平成21年度では復職した全員がプログラムを実施した。	対象者の病気の回復状況を考慮しながら、所属校において簡単な事務作業や授業参観、授業補助などを行う。	1回につき3週間程度(複数回の実施も可)	あり	・職場での状況(授業、事務処理、児童生徒の対応等) ・通院や職業の状況 ・身体的な状況 ・精神的な状況 等	復職から3か月及び6か月経過後に観察報告書は提出する。
静岡市	静岡市立小学校及び中学校に勤務する地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第37条第1項に規定する職員負担教職員で常勤の者	なし ※休職職員等に対して、治療行為の一環として、主治医が必要と判断した場合に、静岡市教育委員会の承認を得た後、校長の指導及び監督のもとに行われる。	(1)90日以上の特別休職中の職員(過去5年間に精神的な疾患により特別休職を取得した職員又は休職した職員を除く。):第1週は1日4時間程度で職場に慣れる程度の簡単な業務とし、第2週は半日からほぼ全日で実践的な業務を行うものとする。 (2)休職中及び過去5年間に精神的な疾患により特別休職を取得した職員又は休職した職員:別表に定めるところにより行うものとする。	(1)2週間 (2)4週間 ※訓練対象職員は、訓練期間において週休日及び休日を除く日の3分の2以上の日数を出校し、訓練を行う。	公表による保険措置は行っていない。	なし	なし
浜松市	浜松市立小学校及び中学校に勤務する地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第37条第1項に規定する職員負担教職員で常勤の者	なし ※休職職員等に対して、治療行為の一環として、主治医が必要と判断した場合に、浜松市教育委員会の承認を得た後、校長の指導及び監督のもとに行われる。	(1)特別休職中の職員(過去5年間に精神的な疾患により特別休職を取得した職員又は休職した職員を除く。):第1週は1日4時間程度で職場に慣れる程度の簡単な業務とし、第2週は半日からほぼ全日で実践的な業務を行うものとする。 (2)休職中及び過去5年間に精神的な疾患により特別休職を取得した職員又は休職した職員:別表に定めるところにより行うものとする。	(1)2週間 (2)4週間 ※訓練対象職員は、訓練期間において週休日及び休日を除く日の3分の2以上の日数を出校し、訓練を行う。	なし	復職後、教育委員会が保健師が学校訪問を行い、所属長、当該職員との面談を行い、保健指導を行う。	なし
名古屋市	精神性疾患により休職中の職員で、その病状が安定し、かつ復職準備登校を希望する教職員	なし	休職中の職員が復職面接前に所属の学校へ試験的に登校し、対象職員が休職前に従事していた職務を考慮して、主治医と相談の上、決定した業務を行う。	引き続く5～10日間	なし	保健師による電話または職場訪問での状況確認及び衛生管理医師によるフォロー一面接の実施	職員の状況に応じて、個別に必要な期間
京都市	1. 精神・神経系疾患等で休職中の教職員 2. 病巣状態から復職した教職員 3. 指導困難な状態に陥り、長期休業等を3か月以上取得させた者を除く 4. 教育委員会委員関係各課が協議して必要と認めた者	1. なし(希望する場合のみ) 2. なし(希望する場合のみ) 3. あり	1. 病巣の一環としてハビリテーション・動作・勤務を推進する。 2. 復職者1人に対して必要に応じて1週間につき10時間の範囲内で非常勤講師等を目指す。 3. 復職者のうち、指導困難状態に陥り、そのことに起因して長期休業等に入った教職員の職場復帰に当たり復職研修集中指導を実施する。	1. 原則1月間 2. 最大3月間 3. 1年間	1. あり(傷害総合保険) ※2、3は、該当しない。	所屬長が定期的に復職後の該当職員の状況把握を行い、必要に応じて、指導助言を行う。	復職職員に応じて、必要な期間、経過観察を行う。
大阪市	精神性疾患により療養休職者のうち、復職までに休職期間が6か月を経過している者又は復職後同一疾患で再度休職した者で、その間の勤務実績が6か月に満たないもの(講師を除く教育職員)	なし	(1)休職中の支援 ・校園長による休職支援プログラムの作成 (2)復職前の支援 ・校園長による復職トレーニング前相談 ・嘱託専門医による復職トレーニングの実施(在籍校で実施) ・嘱託専門医による復職トレーニング後相談	復職トレーニングは1か月程度	施設賠償責任保険(対人・対物)	①校園長による校園内要人体制の整備 ②校園長による復職後の勤務状況の把握 ③嘱託相談員による復職後の勤務状況の把握	①は1か月(額)に教育委員会へ報告 その他は、特に定めはない。
堺市	精神性疾患により療養のため長期期間職場を離れている職員で、職場復帰が可能と考えられる程度に回復した者	なし(任意)	(1)専門医連携における復職に向けたトレーニング 集団精神療法、精神療法、各種グループワーク等 場所:近畿中央病院 (2)職場リハビリテーション 運動練習、教材研究、資料収集等準備 職員会議への参加等 場所:現任教	(1)3か月(1週間に2回) (2)4週間程度(個別ケースにより期間調整)	なし	・休職の原因となった事象等への配慮状況 ・管理職とのコミュニケーション ・職場の同僚との人間関係 ・生徒や保護者との人間関係 ・授業ノウハウ・運営状況 ・指導指導・生徒指導能力等 ・通院・服薬状況 ・その他体調で気がなること	学期1度、原則として年間(個別対応は随時実施)
神戸市	精神疾患等による病欠休職・休職者を希望する者	なし	①職場復帰トレーニング 公立学校共済組合近畿中央病院において、精神科医・臨床心理士ほか専門職チームによるカウンセリングやスポーツ活動を通して、職場に慣れるために必要な意欲や自覚の回復を図る。 ②フレンド	①約3か月 ②原則4週間	あり	勤務状況の確認	個別の状況による。

県市名	1. 対象者	2. 復職にあたっての受講義務の有無	3. 復職支援プログラムの内容(実施場所を含む)	4. 実施時期	5. 受講者に対する公費による保険措置	6. 復職後の経過観察の内容	7. 復職後の経過観察の実施期間
岡山市	精神疾患等により休職している岡山 市教育委員会の任命に係る原責負担 教職員、岡山市立幼保園に勤務する園 長及び教諭並びに岡山市立岡山授業 館高等学校に勤務する校長、教頭、教 諭及び養護教諭	なし(主治医の実施許可の 判断と該当者への同意によ り実施)	学校への在校時間を除く(ただし、4週目には1日在校できるようにする慣らし勤務 で、原則として対象者の所属で行う。	原則として、4週間	傷害保険と損害賠償 保険に加入する	現在の本人の状況 ・勤務分掌及び授業時数 ・職場での状況 ・通院や服薬の状況 ・身体的な状況 ・精神的な状況 ・対人関係等 ・所属長の意見 ・現在の状況を3段階で表してもらう。	復職後3か月後と6か 月後に復職後状況報 告書の提出を求めてい る。
広島市	精神疾患による休職者のうち復職希 望者(復職可能な診断書が必要)	あり	勤務校において100時間の学校観察を行う。他の教員の補助的な業務等で少くすつ 慣れていき、最終的には授業を行うことを目指す。	3週間	あり	所属校による健康状態の確認	1年間
北九州市	【原責負担教職員】 北九州市立学校教職員(大学は除く) のうち、精神神経系疾患により休職中 の職員 【市費負担教職員】 試し出勤の希望を有する病氣休職中の 職員(試し出勤を行うことで心身の調子 を整え、復職に向けて体力や職務にお いて自信をつけることを目的で臨むこ とができ、かつ、主治医が試し出勤を理 解し、主治医から継続的な支援を得る ことができる職員)	なし	【原責負担教職員】 ・学校長は、職員本人、家族、主治医と十分に協議の上、実施計画書を作成し、計画に 基づき実施する。 ・実施期間を4つに区分し、段階的に業務を実施する。 ・現場で実施する。 【市費負担教職員】 ・復職後の業務を踏まえた段階的な訓練(職務に対する責任を負わない) ・職員は管理職、産業医の指導を受け、主治医の助言の下で「実施計画書」を作成し、 計画書に基づいて実施 ・現場で実施	【原責負担教職員】 原則として、4週間 【市費負担教職員】 ・開始から概ね2~3か 月 ・最終的に終日勤務を1 か月程度継続 ・開始から最長で6か月 を超えない期間	なし	【原責負担教職員】 状況に応じて精神科医面談を実施 【市費負担教職員】 復職後に産業医面談を実施(実施時期は市給与 課が調整)	【原責負担教職員】 精神科医面談の状況に より調整 【市費負担教職員】 産業医面談の状況によ り調整
福岡市	精神系疾患で病氣休職中の教育職 員(教諭のほか校長、園長、教頭、養護 教諭、東責事務職員、栄養職員、常勤 講師)	なし	1 職場復帰訓練 ・所属長は、訓練の実施時期や内容等について休職者の主治医、休職者本人、その 家族等と十分に協議し職場復帰訓練実施計画書を作成する。 ・徐々に職務に適合させる必要があることから、それぞれのステップの目標に直し、原 則として実施期間を4程度に区分し段階的に実施する(実施場所:休職者の所属する学 校)。 2 復職支援非常勤講師の配置 ・病気の再発を防止しながら職務遂行能力を円滑に回復させるため、復職から3か月 程度非常勤講師を配置する。 3 教職員健康管理専門員の配置 ・嘱託保健師2名を教育委員会に配置し、職場復帰訓練に計画・実施に関する助言 や復職後の健康管理等に関する助言を行う。	原則として、4週間	なし	嘱託保健師2名を教育委員会に配置し、復職支 援として、復職後6か月間学校訪問による健康管 理等の業務を行っている。	6か月間
熊本市	熊本市立学校等に勤務する教職員の うち、精神神経系疾患により休職中の 者及び精神神経系疾患以外の疾患に より休職中の者で精神神経系疾患も併 せて診っている者	なし	所属する学校において、徐々に休職者を職場に適応させる必要があることから、訓練 内容をおおよそ1週間ごとに4段階に分けて実施し、比較的やさしい仕事を終り、徐々に 本来の職務内容に近づけるようそれぞれのステップに目標を定め、段階的に訓練を 実施する。	4週間 ただし、必要に応じて4 週間を超えて実施するこ とができる。	なし	保健師による電話での状況確認及び必要であ れば産業医によるフォロー一面接の実施	職員の状況に応じて、 個別に必要な期間

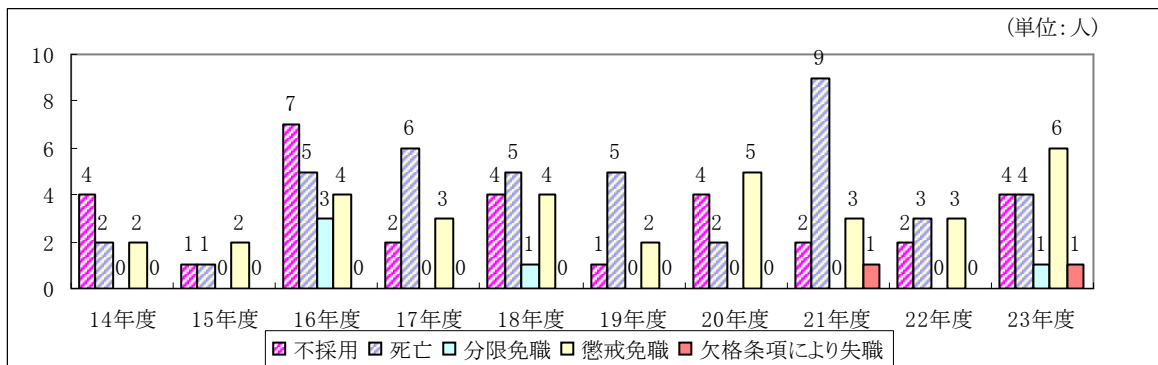
## 2. 条件附採用制度の状況について

### 2-1 条件附採用制度の状況について（概要）

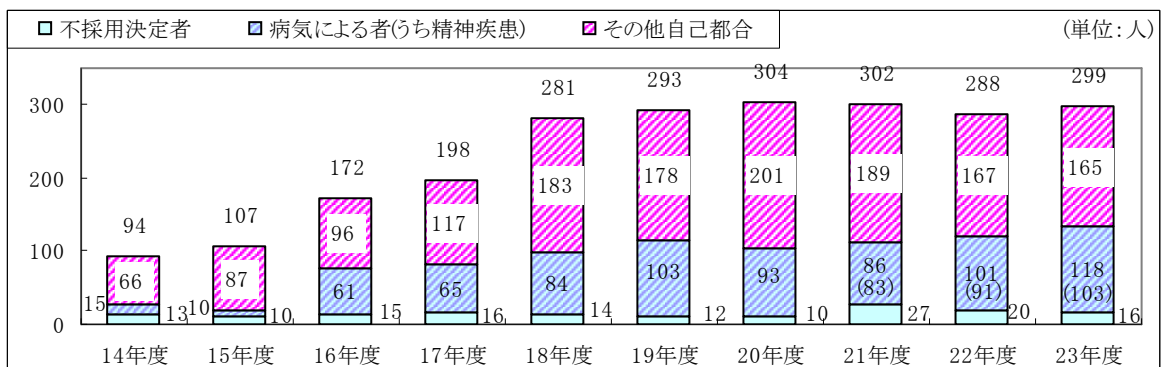
#### (1) 条件附採用期間を経て正式採用とならなかった者の推移（過去10年間）



#### (2) 条件附採用期間を経て正式採用とならなかった者（依願退職者を除く）の数の推移（過去10年間）



#### (3) 条件附採用期間を経て正式採用とならなかった者（依願退職者）の数の推移（過去10年間）



(注) 病気を理由とする依願退職者のうち精神疾患によるものの数は、21年度から調査

2-2 条件附採用(平成23年度(平成23年4月1日~6月1日)に採用された者)

(単位:人)

都道府県 指定都市	正式採用と ならなかった 人数	事由別内訳						③ 死亡退職	④ 分限免職	⑤ 懲戒免職	⑥ 欠格条項 失職	特別評定 の実施
		① 教特法12条 による不採 用	②(ア+イ+ウ) 依願退職	ア 不採用→ 依願退職	イ 病氣 (うち精神 疾患)	ウ その他 (自己都合)						
1 北海道	8		8		5	5	3					○
2 青森県												○
3 岩手県	1		1				1					○
4 宮城県	1		1		1	1						○
5 秋田県												
6 山形県												
7 福島県	1		1		1	1						
8 茨城県	2		2		2	2						
9 栃木県	7		7		3	3	4					○
10 群馬県	2		2		1	1	1					
11 埼玉県	18		16		5	5	11			2		○
12 千葉県	17		17	2	9	8	6					○
13 東京都	93	3	85	12	29	20	44	3		2		○
14 神奈川県	27		25		8	7	17			2		○
15 新潟県	1		1				1					○
16 富山県	4		4		1	1	3					○
17 石川県	1		1				1					
18 福井県	1		1		1	1						
19 山梨県												○
20 長野県												○
21 岐阜県	6		6		2	2	4					
22 静岡県	8		8		4	4	4					
23 愛知県	12		12		4	4	8					○
24 三重県	4		4		3	3	1					○
25 滋賀県	3		3				3					○(小中のみ)
26 京都府	8		8		2	1	6					
27 大阪府	21		21		9	8	12					
28 兵庫県	9	1	8		2	2	6					
29 奈良県												○
30 和歌山県												
31 鳥取県												○
32 島根県												○
33 岡山県	4		4		2	2	2					
34 広島県	8		8		2	2	6					○
35 山口県	2		2		2	2						○
36 徳島県	1		1		1	1						
37 香川県	1		1				1					
38 愛媛県												○
39 高知県	1		1				1					
40 福岡県	3		3		2	2	1					○
41 佐賀県												
42 長崎県												
43 熊本県												
44 大分県												○
45 宮崎県	2		2	2								○
46 鹿児島県	3		2		1		1	1				
47 沖縄県	2		1				1				1	○
48 札幌市												
49 仙台市												○
50 さいたま市												○
51 千葉市	2		2		1	1	1					○
52 川崎市	5		5		4	4	1					○
53 横浜市	9		9		3	2	6					○
54 相模原市	3		3		1	1	2					○
55 新潟市												○
56 静岡市												
57 浜松市	1		1		1	1						
58 名古屋市	2		2		1	1	1					
59 京都市	3		3		2	2	1					
60 大阪市	4		4		2	2	2					
61 堺市	2		1		1	1			1			○
62 神戸市												
63 岡山市												○
64 広島市												○
65 北九州市	1		1				1					○
66 福岡市	1		1				1					○
合計	315	4	299	16	118	103	165	4	1	6	1	37

(注)特別評定とは、条件附採用期間中の教員に対して行う勤務評定で、一般の勤務評定と実施時期や評定方法等が異なるものを指す。